

貸付け (公立学校共済組合) について



平成27年度校内研
四万十町事務職員部会

共済組合が行う貸付けは、

組合員の臨時の支出 に対するもので

12種別

あります



貸付けの種類

- | | |
|--------|---------------|
| ①一般貸付け | ⑦葬祭貸付け |
| ②特別貸付け | ⑧高額医療貸付け |
| ③教育貸付け | ⑨住宅貸付け |
| ④災害貸付け | ⑩住宅災害貸付け |
| ⑤医療貸付け | ⑪介護構造部分に係る貸付け |
| ⑥結婚貸付け | ⑫出産貸付け |

一般貸付け

「物品等の購入及び支払い」等の
臨時に資金を必要とする場合

限度額	200万円
償還回数	120回以内
対象者	組合員



添付書類

貸付け金額（借替えの場合は送金額）が、100万円
以上の場合

○必要額が確認できる書類が必要

- ・契約書の写し
- ・請書の写し
- ・請求書の写し
- ・見積書及び注文を証明できる書類の写し



貸付申込時に支払いが完了している場合は、領収書の写しで可

特別貸付け

「物品等の購入及び支払い」等の
臨時に資金を必要とする場合



限度額	給料月額×3/10×残任期月数 (200万円まで)
償還回数	残任期月数以内
対象者	再任用組合員等

教育貸付け

高校・大学・専門学校等定められた教育機関に
入学又は修学するために資金を必要とする場合

限度額	550万円
償還回数	250回以内
対象者	組合員 被扶養者等



災害貸付け

水震火災その他非常災害を受けたとき

限度額	200万円
償還回数	120回以内
対象者	組合員 被扶養者



医療貸付け

医療を受けるため資金を必要とする場合

限度額	120万円
償還回数	110回以内
対象者	組合員 被扶養者等



結婚貸付け

結婚するため資金を必要とする場合

限度額	200万円
償還回数	120回以内
対象者	組合員 子



葬祭貸付け

葬祭を行うため資金を必要とする場合

限度額	200万円
償還回数	120回以内
対象者	組合員



高額医療貸付け

高額療養費の対象になる療養費を支払
うための資金を必要とする場合

限度額	高額療養費相当額
償還回数	高額療養費支給時に一括償還
対象者	組合員 被扶養者



住宅貸付け

住宅の新築、増築、改築、移築、修理、購入若しくは借入れ、又は住宅の敷地購入、借入れ若しくは補修をするのに資金を必要とする場合

限度額	組合員期間により限度額が異なる（最高限度額1,800万円）
償還回数	360回以内
対象者	組合員



13

住宅災害貸付け

水震火災その他の非常災害により1/5以上又はこれと同程度の損害を受け、新築等をするため資金を必要とする場合

限度額	組合員期間により限度額が異なる（最高限度額1,900万円）
償還回数	360回以内
対象者	組合員



14

介護構造部分に係る貸付け

要介護者に配慮した構造を有する住宅を新築、改造等するために資金を必要とする場合

限度額	300万円
償還回数	360回以内
対象者	組合員



15

要介護者に配慮した構造とは？

- ・段差の解消
- ・手すりの設置又は設置可能な下地補強
- ・車椅子が利用できる幅の廊下、居室等
- ・洋式で広いトイレ
- ・入浴しやすい浴槽
- ・ホームエレベーター
- ・天井走行リフト
- ・階段昇降機



16

出産貸付け

出産費又は家族出産費の支給の対象となる出産に係る支払のため資金を必要とする場合

限度額	出産費等相当額
償還回数	出産費等支給時に一括償還
対象者	組合員 被扶養者



17

◎必要とする資金（必要額）の範囲内での貸付け

◎生活費・借金の返済のための借入れはできない

◎組合員期間が6月未満の場合や、支部長が償還の確実性がないと認めるとき等は、貸付けを行うことができない（高額医療貸付けと出産貸付け除く）



18

◎共済組合からの借入金の償還年額と共済組合以外からの借入金の償還年額の合算額が、申込人の給料月額に**4.8倍**を超えときは、申し込むことができない

◎一般、教育、災害、医療、結婚、葬祭貸付けの残高総額は、**700万円以内**でなければならない



申込みについて

- ◎申込み 毎月25日〆切（必着）
- ◎送金日 翌月20日
- ◎償還日 送金日の翌月給与から控除
- ◎提出書類

- ・貸付申込書
- ・貸付借入証書
- ・貸付事業における個人情報に関する同意書
- ・借入状況等申告書（高額医療・出産貸付け除く）
- ・償還金に係る誓約書（特別・高額医療・出産貸付けのみ）
- ・添付書類



償還方法について

①定期償還

毎月償還

毎月の給料から償還する（年間12回）方法

- ・貸付種別ごとに償還回数の範囲内で、借受人が希望する回数
- ・個々の貸付の毎月の償還額の合計額は、給料月額の3/10に相当する額の範囲内でなければならない（高額医療、出産貸付け除く）

1回あたりの償還額は、
公立学校共済組合の本部HP 「[貸付金・償還金シミュレーション](#)」
で算出できます



ボーナス併用償還（特別貸付け除く）

毎月償還に併用して、6月と12月のボーナスでも償還する方法
（年間12回+2回）

- ・貸付金額が100万円以上の場合
- ・ボーナス償還の対象とすることができる貸付金額は、当該貸付金の1/2以内で、50万円単位
- ・ボーナス償還の償還回数は、毎月償還の償還回数の1/6以内
- ・1回当たりのボーナス償還の償還額の合計額は、給料月額の6/10に相当する額の範囲内

例）貸付金額 500万円の場合
毎月償還 300万円（償還回数 180回）
ボーナス償還 200万円（償還回数 30回）

②全額繰上償還

借受人の希望により未償還元利金の全額を繰り上げて償還する方法

- ・繰上償還を希望する月の前月15日までに、「全額繰上償還申出書」を提出
- ・共済組合から送付された「振込依頼書」により払い込む



③一部繰上償還

借受人の希望により未償還元利金の一部を繰り上げて償還する方法

- ・年に2回実施。申込期間内に「一部繰上償還申出書」を提出
2月（12月1日～1月15日申込）
8月（6月1日～7月15日申込）
- ・共済組合から送付された「振込依頼書」により払い込む
- ・一部繰上償還できる金額は、
毎月償還の場合 10万円以上
ボーナス併用償還の場合 20万円以上



④即時償還

借受人が一定の事由に該当した時、未償還元利金の全額を即時に償還しなければならない

⑤償還猶予

借受人が一定の事由に該当し、定期償還の猶予を希望する場合は、償還猶予の申し出ができる



26

借替えについて

◎貸付金を交付した日の属する月の初日から起算して2年経過していれば、借替えができる
(一般貸付け以外は、2年経過していなくても良い)

例)

借替え申込時の未償還元金	50万円
必要資金	80万円
$50万円 + 80万円 = 130万円$	
(申込金額)	

26

【問題①】

230万円の自動車を購入するので、一般貸付けの申込みをしたいのですが、いくらまで借りられますか？
また、申込金額は何円単位ですか？



27

【問題②】

組員となって、4ヶ月です。仕事で使うパソコン一式を購入したいのですが、貸付けを申込むことが、できるでしょうか？



28

【問題③】

現在一般貸付けを償還中です。
さらに、教育貸付けも申込むことができますか？



29

【問題④】

子どもの大学の入学金や授業料のため、教育貸付けの申込みをしたいのですが、どのような書類が必要ですか？



30

【問題⑤】

ボーナス併用償還ができるのは、
貸付金がいくら以上の場合でしょうか？



31

【問題⑥】

住宅貸付けを償還中ですが、まもなく
育児休業に入るので、給料がなくなります。
その間の、償還を復帰後にしてもらうことは
できないでしょうか？



32

終　　わ　　り

詳しくは、福祉事務の手引き
「貸付金を受けたいとき」や共済組合のHP
をご覧ください！



33